平成２２年（フ）第９８号
島根県出雲市大津町1753番地３　県営大津団地１号棟143号室
債務者　酒匂とみ子
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月８日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２２年（フ）第２２６号
岡山市南区若葉町28番46号　メープルテラス参番館204、前住所岡山市南区西市532番地15
債務者　長野　哲子
1　決定年月日時　平成22年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月24日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５０４号
岡山市中区乙多見207番地１　レオパレス21プレミール102
債務者　堀本　政治
1　決定年月日時　平成22年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５７９号
岡山市北区庭瀬855番地12
債務者　穐山　敏夫
1　決定年月日時　平成22年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月24日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６０２号
岡山市北区伊福町２丁目７番21号　辻村マンション205
債務者　大森　敏子
1　決定年月日時　平成22年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月25日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６０６号
岡山市南区泉田31番地４　サンシャイン泉田１Ｆ
債務者　国本美代子
1　決定年月日時　平成22年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０８５号
東京都立川市錦町３丁目７番27号錦町３丁目アパート103号
債務者　竹内　秀明
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月17日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１０８６号
東京都立川市錦町３丁目７番27号錦町３丁目アパート103号
債務者　竹内多佳子
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月17日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１１５３号
東京都三鷹市上連雀５丁目26番12号丸山荘102
債務者　橋本亜由美
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月17日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１１７３号
東京都町田市上小山田町1657番地９
債務者　松井八知栄
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月18日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１２０９号
東京都東大和市清原２丁目１番地３―709号
債務者　内藤　雅仁
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月18日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１２３７号
東京都立川市富士見町６丁目14番308号
債務者　山元　友香
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月18日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１２７７号
東京都羽村市川崎１丁目３番10号ワコーマンション202
債務者　金内都志子
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月18日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１００９号
静岡県島田市旗指1326番地の４、旧住所静岡県島田市向谷元町724番地の２
債務者　清水　文子
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月12日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３９１号
静岡市清水区巴町11番13号
債務者　芝田　利一
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月12日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４１１号
静岡市葵区末広町83番地の３　フローラ末広305号
債務者　海野愉美子
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月12日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部